



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当該が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

沖縄県財務規則及び沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則（財政課） 1
告 示

漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 1

公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・3件（ワクチン・検査推進課） 2

事後調査報告書の縦覧（河川課） 3

町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 3

開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

企業局事項

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程 4

病院事業局事項

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程 4

教育委員会事項

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 4

規 則

沖縄県財務規則及び沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県規則第40号

沖縄県財務規則及び沖縄県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第47条中「沖縄県内であつて受取人たる出納機関又は指定金融機関等の所在地の市町村」を「全国の区域」に改める。

第2条 沖縄県流域下水道事業会計規則（令和2年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第32条中「沖縄県」を「全国」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

告 示

沖縄県告示第392号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那城加入区について普通損害保険契約の締結の同意があつたものと認める。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県告示第393号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施した地域 金武町地内の国道329号及び金武バイパス付近
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年10月4日から令和4年8月30日まで
- 3 作業種類 公共測量

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 新型コロナウイルス抗原検出用キット 250,000個
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年5月20日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄東邦株式会社 代表取締役 伊集院良憲 西原町字翁長834番地
- 5 契約金額 144,375,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 7 隨意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 新型コロナウイルス抗原検出用キット 200,000個
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年8月2日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄メディックス株式会社 代表取締役 印正俊 南風原町字津嘉山1582番地
- 5 契約金額 99,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 7 隨意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 新型コロナウイルス抗原検出用キット 200,000個
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年10月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄東邦株式会社 代表取締役 伊集院良憲 西原町字翁長834番地
- 5 契約金額 83,160,000円

6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約

7 隨意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 沖縄県

(2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕

(3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 儀間川総合開発事業

(2) 種類 ダムの設置の事業

(3) 規模 総貯水面積11.7ヘクタールのダムの建設

3 対象事業が実施されるべき区域 久米島町

4 事後調査の実施期間 令和3年9月13日から令和4年8月3日まで

5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号

イ 沖縄県南部土木事務所 那覇市旭町116番地37

ウ 久米島町環境保全課 久米島町字比嘉2870番地

(2) 期間 令和4年11月1日から同月30日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

(1) 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404

(2) 沖縄県南部土木事務所ダム管理担当 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、与那原町から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

1 都市計画の名称 大見武地区地区計画

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年11月1日

沖縄県知事 玉城康裕

1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月15日 沖縄県指令土第530号、令和4年9月30日 沖縄県指令土第720号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原猫瀬原2822番の一部

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字東浜104番地の6 グラン・マリンブルー201 天願栄太郎

- 5 検査済証番号 令和4年10月18日 第4831号
6 工事完了年月日 令和4年10月4日

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第9号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月1日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松 田 了

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
第27条中「沖縄県内」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第16号

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月1日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我 那 翠 仁

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。
第33条第1項中「沖縄県内に置かれた手形交換所の所管区域」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第12号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
題名の後に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 免許状出願手続（第3条—第18条）
- 第3章 単位の修得方法（第19条）
- 第4章 教育職員検定（第20条—第25条）
- 第5章 雜則（第26条—第37条）

附則

第2条の表中「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）」を「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）」に、「36年改正法」を「19年改正

法」に、「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）」を「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」に、「63年改正法」を「4年改正法」に、

「
教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号）
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）」

施行法施行規則
特例法
特例法施行規則

を 「 教育職員免

許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号）

施行法施行規則

に改める。

第3条第1項第7号中「特例法施行規則」を「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）」に、「証明書（特例法）」を「証明書（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）」に改め、「書類」の次に「。第16条の2第3号において「介護等体験証明書等」という。」を加え、同項第8号中「特別支援学校の」の次に「教諭の」を加え、同項第9号中「保健師免許」を「養護教諭の普通免許状の出願にあっては、保健師免許」に、「による場合」を「の一種免許状のロの項若しくはハの項又は二種免許状のロの項若しくはハの項の規定の適用を受ける場合に限る。」に改め、同項第10号中「管理栄養士」を「栄養教諭の普通免許状の出願にあっては、管理栄養士」に改め、「（免許法別表第2の2による場合）」を削り、同項に次の1号を加える。

(1) 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により教育実習又は養護実習の単位に替える場合にあっては、実務に関する証明書（第4号様式。以下同じ。）

第3条第2項を削る。

第4条中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改める。

第5条中「36年改正法」を「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号。第2号において「36年改正法」という。）」に改め、同条第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第2号中「免許状」を「36年改正法附則第6項に規定する中学校教諭免許状」に改める。

第6条中「第16条の2」を「第16条第1項」に改め、同条第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第2号中「に定める試験」を削り、「同規程」を「同令」に改める。

第7条第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

第7条の2中「に基づく」を「の規定により」に改め、同条第2号中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 新教育領域の追加を受ける特別支援学校の教員の免許状

第7条の2に次の1号を加える。

(4) 前号の免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状でないことを証する書類

第8条第1項中「免許法第6条に規定する」を削り、「を受けようとする者は、次に掲げる」を「（免許法第5条第2項及び第5項、第5条の2第3項並びに第18条の規定による検定を除く。）を受けようとする者（第9条から第10条まで、第13条第2項及び第14条に規定する者を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、「省略し、」の次に「及び」を加え、同項第1号中「場合」を「場合 次のアからコまでに掲げる書類」に改め、同項第2号中「場合」を「場合 次のアからクまでに掲げる書類」に改め、同項第3号から5号までの規定中「場合」を「場合 次のアからコまでに掲げる書類」に改め、同項第6号中「場合」を「場合 次のアからケまでに掲げる書類」に改め、同項第7号中「場合」を「場合 次のアからコまでに掲げる書類」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「同項第1号」を「前項第1号アからコまで」に改め、同条第3項中「第38項及び第39項」を「第35項及び第36項」に、「第1項第1号」を「第1項第1号アからコまで」に改め、「記載した」の次に「免許法施行規則附則第35項に規定する」を加え、同条第4項を削る。

第10条第2項中「規定する書類」を「掲げる書類」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 免許法第5条の2第3項に規定する検定（普通免許状に係るものに限る。）を受けようとする

者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員検定（新教育領域追加）願（第10号様式の2。以下同じ。）
- (2) 第8条第1項第1号イからオまで、キ、ク及びコに掲げる書類
- (3) 新教育領域の追加を受ける特別支援学校の教員の免許状
- (4) 前号の免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状でないことを証する書類

第11条の見出し中「等」を削り、同条中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第12条第1項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第12条の2中「に規定する教育職員検定」を「の規定により検定」に改める。

第13条の見出し中「授与」の次に「等」を加え、同条第1項中「第64条第1項の規定により特別支援学校自立教科教諭免許状」を「第64条第1項の表に規定する免許状の授与」に改め、第1号を次のように改める。

- (1) 教育職員免許状授与願

第13条第2項中「第64条第2項」を「第64条第1項」に改め、「、前項に掲げる書類のほか」を削り、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 教育職員検定願

- (2) 前項第2号から第9号までに掲げる書類

第14条中「、前条第1項に掲げる書類のほか」を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に掲げる書類

第16条の次に次の1条を加える。

（出願の特例）

第16条の2 4年改正法による改正前の免許法第9条の2第1項に規定する有効期間の更新を受けなかったことにより効力を失った普通免許状又は4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第5項の規定により効力を失った普通免許状と同一の普通免許状の授与を受けようとする者（検定により当該授与を受けようとする者を含む。）は、この章の規定による次に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、教育長が当該普通免許状を授与するため提出の必要があると認めるものは、この限りでない。

- (1) 基礎資格証明書

- (2) 学力に関する証明書（検定により授与を受けようとする者を除く。）

- (3) 介護等体験証明書等

- (4) 実務に関する証明書

- (5) 教科に関する証明書

- (6) 実地の経験及び技術に関する証明書

第17条第1号及び第2号中「のほか」を削り、同条に次の1号を加える。

- (3) 書換え又は再交付を願い出る免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状又は特別免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状又は特別免許状でないことを証する書類

第19条の見出しを削り、同条第1号ク中「第38項及び第39項」を「第35項及び第36項」に改める。

第32条第1項中「受けようとする」を「願い出る」に、「教育職員免許状授与証明書交付願（第22号様式）により願い出なければ」を「次に掲げる書類を提出しなければ」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 教育職員免許状授与証明書交付願（第22号様式）

- (2) 授与証明書の交付を受けようとする免許状が4年改正法による改正前の19年改正法附則第2条第1項の規定により有効期間の定めがないものとされた普通免許状又は特別免許状である場合にあっては、当該免許状が4年改正法附則第12条に規定する普通免許状又は特別免許状でないことを証する書類

第34条中「第11条第5項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第6項」を「第11条第4項」に改める。

第1号様式中「第7条」の次に「、第13条」を加える。

第3号様式中「第15条」を「第16条」に改める。

第4号様式中「一第12条」を「、第11条、第12条」に改める。

第5号様式中「第15条」を「第10条、第11条、第12条、第13条—第15条」に改める。

第5号様式の2を削る。

第9号様式中「第10条」を「第9条の2、第10条」に、「一第15条」を「、第15条」に改める。

第10号様式中「一第15条、第34条」を「、第15条、第33条」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式の2 (第10条の2、第12条の2関係)

沖縄県収入
証紙貼付欄

教育職員検定（新教育領域追加）願

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

本 籍

現 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

年 月 日 生

電話番号

免許状の種類	教諭			免許状
免許状に定められている教育領域				
番号	授与年月日		授与権者	
追加する教育領域				

※欄は記入しないこと。

※ 受付	※判定	※ 不合格の理由

「有卒 「卒
効業 業
期又 又
間は は
の終 終 に改める。
満了 了
了の の
の年 年

第20号様式中

日月 月
日」 日」

第23号様式中

有効期間の満了日	
備 考	

を

備 考	
-----	--

に改める。]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員免許状に関する規則の規定に基づいて印刷された第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第5号様式の2、第9号様式、第10号様式及び第23号様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

発 行 所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--